

令和 8 年度

第 3 回 安平町地域公共交通会議 議案

(兼 安平町地域公共交通協議会)

令和 8 年 7 月 21 日付け書面会議

～ 会 議 次 第 ～

1 委員の変更について（報告）

[令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱（前委員の任期更新）]

2 議 事

協議事項

(1) 自家用有償旅客運送（ライドシェア）の実施について

1 委員の変更について（報告）

安平町地域公共交通会議委員及び協議会委員の任期更新に伴い、委員の変更がありましたので、下記のとおり報告いたします。

記

◇令和 8 年 7 月 1 日付け委員就任者

	所属・役職名	氏 名
新任者	安平町副町長	<u>木 林 一 雄</u>
前任者	上に同じ	田 中 一 省

	所属・役職名	氏 名
新任者	安平町老人クラブ連合会 副会長	<u>細 川 義 美</u>
前任者	上に同じ	右 田 時 夫

議事（１）自家用有償旅客運送（ライドシェア）の実施について

今年度実施する自家用有償旅客運送（ライドシェア）事業について、その概要や運送の区域、対価等の諸条件を以下のとおりお諮りしますので、委員の承認を求めます。

１．本件に関する説明

▶今回の「公共ライドシェア」では、役場の公用車（白ナンバー）を用いてお客様から運賃をいただく有償運行を行います。

通常、自家用自動車（白ナンバー）は有償運行できませんが、市町村が地域住民や観光旅客の運送を行うときは、有償運行が可能です。

【「道路運送法」第 78 条第 1 項第 2 号 より】

▶自家用車（白ナンバー）で有償旅客運行を行う場合は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないため、今回の公共ライドシェア運行にあたり、『自家用有償旅客運送登録申請書』を室蘭運輸支局に提出します。

【「道路運送法」第 79 条 より】

▶公共ライドシェアの運送区域は、地域公共交通協議会で協議して決める必要があります。また、この運送の区域は、出発地もしくは到着地のいずれかがその区域内でなければなりません。

【「道路運送法施行規則」第 51 条の 4 第 1 項 より】

▶旅客から収受する対価（運賃）も地域公共交通協議会で協議する必要があります。

【「道路運送法施行規則」第 51 条の 4 第 2 項 より】



以上より、町で公共ライドシェアを実施するにあたり、運送区域や対価（運賃）などの諸条件を、安平町地域公共交通協議会で（書面）協議させていただきます。

2. 公共ライドシェアの内容

以下(※)の項目は「自家用有償旅客運送登録申請書」に必須項目

(1) 概 要

- ・町公用車（日産セレナ）でお客様を送迎する。
- ・ハイヤーと同様に、個人客1組を乗客とした運行体系とする。
- ・運賃は、距離に応じて出発前に配車システムMITTで算出する。（車両にタクシーメーターは不要）
- ・お客様の送迎時刻や行先、運行ルートなどが車両に用意されたタブレットに配信され、ドライバーはそれに見ながらお客様を目的地まで送迎する。



(2) 実証運行期間

令和8年9月1日（火）～30日（水） 30日間を予定

(3) 運送の区域（※）

安平町を出発する運送、及び安平町に着地する運送のいずれも対象とする

(4) 有償運送の種別（※）

交通空白地有償運送

(5) 収受する対価（※）

- ・公共ライドシェアの運賃はハイヤー運賃の約8割であることとされています。ただし、自家用有償旅客運送の対価は、ハイヤーの8割の運賃に地域の公共交通の確保維持に活用するための「協力金」を加えて、地域のハイヤー運賃と同額にすることができる。
- ・今回実証を行う公共ライドシェアは、ハイヤー事業を補完するものであり、ハイヤー事業を維持しつつ、住民の利便性を向上させる目的であることから、運賃はハイヤーと同額であることが望ましい。

『自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて』より

『一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同運営の仕組みについて』より



上記の通達のとおり、公共ライドシェア運賃（ハイヤーの8割）に協力金（2割相当）を含め、ライドシェアとハイヤー運賃を同額に設定することとします。

■運賃設定

1. 運賃形態

距離制運賃を用いて算出される事前確定運賃

2. 運賃の額及び適用方法

- (1) 距離制運賃 最初の 1.3 kmまで 700 円、以後 275m ごとに 100 円
その 8 割を対価の額とする。

3. 運賃の割増しの率及び適用方法

- (1) 深夜・早朝割増 設定無し
※当該時間帯（22 時～翌 5 時）は運行しないため設定しない。
- (2) 冬期割増 設定無し
※運行期間は夏季シーズンのため設定しない。

4. 運賃の割引の率及び適用方法

- (1) 障がい者割引 1 割引
障がい者割引は、身体障がい者及び知的障がい者を対象とし、乗車時又は降車時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合に適用し、上記 2. 及び 3. により算出された額に対して割引く。
- (2) 遠距離割引 距離制運賃 7,000 円を超える額に対して 1 割引
上記 2. (1) で算出された額が 7,000 円を超えた場合にその算出された額から 7,000 円を減じた残額から 1 割引きとする。
- (3) 割引の重複
障がい者割引と遠距離割引は重複して適用する。この場合、上記 2. 及び 3. により算出された運賃額に対して、それぞれの割引額を個別に計算し合算して割引く。
例) 7,500 円の乗車の場合 (1) $7,500 \times 0.1 = 750$ 円 (2) $500 \times 0.1 = 50$ 円 計 800 円
- (4) 「安平町内公共交通共通回数乗車券」を使用した場合の割引
安平町内では、10 枚分の料金で 11 枚綴りの共通回数券を発行しており、この回数券が利用された場合は、乗車運賃において間接的に 10/11（約 9%）の割引が適用される形になる。
- (5) 半額助成割引
安平町では、ハイヤーを利用した以下の場合に 1 乗車の運賃の 1/2 が助成される制度があることから、公共ライドシェアにおいてもこれを適用し、以下の利用の際は運賃の 1/2 を割引く。
①交通事業者が運行するハイヤーを利用した安平町内の移動に係る町民の運賃
→1 乗車の運賃の 2 分の 1（ただし、10 円未満の端数は切り上げる）

②交通事業者が運行するハイヤーを利用した苫小牧市、千歳市、恵庭市、厚真町、むかわ町、由仁町、栗山町に所在する医療機関への通院に係る町民の運賃
→ 1 乗車の運賃の 2 分の 1（ただし、1 町民につき月 1 回の片道に限る。10 円未満の端数は切り上げる）

5. 運賃の支払い

運賃は、現金及び「安平町内公共交通共通回数乗車券」により、降車時に支払うものとする。

(6) 協力金の使途及び管理者について

協力金の具体的な使途は以下のとおりとする。

◇利用者の負担軽減

一般乗用旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等

◇共同運営の実施に必要となる施設及び車両の高度化

遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等

◇ドライバーの育成、募集

ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等

◇共同運営に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送の利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析
利用者拡大のためのマーケティング費用等

(7) 車 両 (※)

自動車登録番号 室蘭 500 ら 2761 日産セレナ
乗車定員 7 人

(8) 運行管理者 (※)

有限会社追分ハイヤー



(9) 運営方法

交通事業者との共同運営の形で実施

町（地域公共交通協議会）	有限会社追分ハイヤー
・ドライバーとの契約 ・安全運行、接客などの監督指導 ・業務シフトの決定 ・車両の用意、給油、整備、修理 ・車両の定期点検 ・釣銭の用意 ・売上管理 など	・始終業点呼 ・アルコールチェック ・運転記録 ・車両の日常点検 MITTの機能 を活用 など